

地方税法関連 3 法の成立に伴う総務大臣臨時会見冒頭発言

平成 20 年 4 月 30 日

御案内のとおり、総務省の方で通常国会に提出しておりました「地方税法等の一部を改正する法律」等、3本の法律が衆議院における再可決を経て成立しました。

この間、法案の成立に対し御尽力いただいた関係の皆様には厚く御礼申し上げたいと思います。

これらの3本の法律であります。地方道路特定財源の確保をはじめ、地方税収の偏在の是正、それから地方交付税総額の確保、地方再生対策費の創設など、地方団体の財政運営の根幹でございます地方税、それから地方交付税について、極めて重要な改正内容を含むものでございます。

この間、4月1日から1か月間という短期間に、自動車取得税や軽油引取税の税率が変動することになるなど、国民の皆様方、納税者の皆様方、そして地方団体の関係者の皆様方に御迷惑をおかけする結果となり、地方税財政を所管する立場の総務大臣として大変遺憾に思っているところでございます。

自動車取得税、それから軽油引取税の暫定税率でございますが、先ほど臨時閣議を開きましたので、今日、法律の公布をいたします。その翌日であります明日5月1日からこの暫定税率が再び適用ということになります。改正規定の適用関係などにつきまして、地方団体のみならず、関係団体等にも周知徹底をして、支障が生じないよう適切に対応していきたいと考えております。

それから、ガソリンの買いだめ行為による危険性につきましても、これまで以上に国民の皆様方に周知徹底を図っていききたいというふうに思います。

軽油引取税、自動車取得税の暫定税率が年度当初から失効したことにより、この間に、地方税・地方譲与税あわせまして、単純計算で約600億円の地方財源が失われているということでございます。今後、精査したいと思いますが、もう少し膨れあがるかもしれません。多くの地方団体で、事業の執行や予算の見直しを余儀なくされるなど、地方財政に大きな影響が生じているということでございます。

今日、関係法律が成立したことによりまして、減収額の拡大をくい止めることができたわけでございますが、この間生じた減収につきましては、先般の政府・与党決定にもありますとおり、国の責任において確実に補てん措置を講じていきたい。具体的には、今後、地

方の御意見も十分に踏まえて、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、「地方交付税法等の一部を改正する法律」の成立が遅れましたので、地方交付税と地方特例交付金の4月概算交付額が約3,100億円減少しておりますが、今日この改正法案が通りましたので、この減少分につきましては、地方団体の資金繰りへの影響を最小限に食い止めなければいけないということでありまして、早速明日、追加交付をいたしたいと思っております。

道路特定財源制度につきましては、先般の政府・与党決定におきまして、今年の税制抜本改革時に廃止し、平成21年度から一般財源化することが決められているわけではありますが、その対象には、当然、地方の道路特定財源も含まれております。今後、この点につきましては、納税者の理解が得られるよう、課税の趣旨や一般財源としての用途の在り方も含め、与野党間の協議が進むことを期待しているものでございます。

総務省としても、政府・与党決定に基づき、この関係につきましては適切に対応してまいります。

この道路特定財源ですけれども、先ほど総理も生活者財源へ切り替えるという話を記者会見でされたわけではありますが、地方財源をきちんと確保した上で、納税者の御理解が得られると言うことを前提に、用途を自由化していくと言うことが大変肝要だというふうに思っております。

それから、国土交通省が所管しております道路整備費財源特例法改正法案についても、地方団体の道路整備のための様々な制度が定められております。例の無利子貸付制度等や臨時交付金の根拠規定が含まれている法案でございますので、こちらの法案につきましても、国会における審議が進展することを期待しているところであります。

いずれにいたしましても、地方財政や国民生活などへの影響を最小限に食い止めるため、私としても引き続き、最大限の努力を傾注していきたい。そして、国民の皆様、地方団体の皆様の御理解と御協力をお願いいたしたいというふうに思います。